

地域福祉活動計画は、地域住民を始め地域づくりを行う様々な主体が、具体的な活動・協力をを行うアクションプランであるといえます。

計画書の周知だけに留まることなく、様々な主体によってできることから取り組まれ、さらに議論・検討され、具体的な活動等が継続・発展していくことが大切です。

また、取り組み方法として13地区ごとや複数主体で構成する協議体等によって、それぞれの活動計画を策定して地域内や協議会等で連携して取り組むことも考えられます。

これらの計画の推進に向けて、共同募金等を財源とした新たな助成の仕組みを検討し、また、活動者で構成する計画の推進を図る委員会を設置することとします。



ふくちゃん
イラスト：うに猫タコ

1 活動に対する新たな助成等の仕組み

(1) 共同募金等を財源とした活動助成

公的助成制度では補えないが、地域づくりに大切と認められる活動等を支えるために共同募金や藤沢市社会福祉協議会への寄付金を財源とした助成制度の拡充を検討します。

(2) 地区別等の活動計画の策定及び計画された活動への支援

13地区ごとの「〇〇地区地域福祉活動計画の策定と活動の実践」及び「複数の主体によって協議体等を構成し、連携して地域公益的活動を市域で広く実施する計画策定と活動の実践」に対して、助成金等の支援策を設け、地区別等の地域福祉活動計画への取り組みを応援することとします。

2 地域福祉活動計画の推進を検討する委員会の設置

第4次地域福祉活動計画の具体的な推進を図るため、この計画期間を通じて、各分野の地域福祉関係者によって構成される計画推進のための委員会を設置することとします。

なお、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉関係者が連携して地域福祉の推進を図ることを目的に2017年に設置された「支えあう地域づくり推進連絡会」の委員構成を今般の活動計画策定委員会の構成を参考に一部変更し、この連絡会が地域福祉活動計画の推進を検討する役割を担うこととします。

委員会の 役割案

- ・ 計画の周知方法の検討及び取り組み
- ・ 計画推進の対策の検討及び取り組み
- ・ 地域活動等への支援策の検討
- ・ 活動の評価指標の検討及び評価の取り組み
- ・ テーマごとの課題検討及び対策の提案 など

3 計画推進の事例

第4次地域福祉活動計画の推進に向けて、地区や団体の協議会等による新たな計画づくりの事例を紹介します。

御所見地区地域福祉活動計画2026

藤沢市が新たに策定した「地域福祉計画2026」を受けて、御所見地区では地区社協が各地域団体等と協議を重ねて従来の地区の活動計画の見直しを検討し、今後の5年間を見据えた「御所見地区地域福祉活動計画2026」を策定しています。

① 策定検討会の設置

策定に当たっては、地区社協の声がけにより、地区社協・自治連・民児協・3地域団体・市民センター・市社協で構成される策定検討会を設け、1年弱をかけて検討が重ねられました。

② 各種地域団体の参画と計画の推進

御所見地区では、各種の世代別の地域活動等も地区社協が支援し、また、連携のための会議体の運営などにより地域一体となった活動を展開しています。今般の活動計画の実践についても、各活動団体や既存の会議体等による連携や役割分担により、取り組んでいくこととしています。

③ 計画書

基本目標	恒常的基幹事業		左記以外に取り組む重点施策				
	事業名	主体団体	事業名等	主体団体	継続	見直	新規
1. 地域に関心を持ち行動できる人材づくり	・「視察研修会」	社協、自治連	・各種地域団体の活動記事を順次掲載し、地域福祉の連帯感を啓発する。	社協			○
	・「御所見だより」の発行 4回/年	社協					
	・「卒業生激励会」	青少協他	・民生委員研修会の開催	民協	○		
	・「おしごと王国」	公民館他					
2. お互いが見守り支えあいつながる地域づくり	・福祉チャリティ「御所見夏まつり」	地域団体共催	・「ふれあいブランドゴルフ大会」 5月	社協、体協	○		
	・「地区敬老会」	社協、民協	・ゆめクラブ「演芸大会」の支援 8月・2月	社協	○		
	・「御所見文化祭」	地域団体共催、青少協他	・地域の歴史・文化の伝承、映画・音楽会の開催	社協、公民館		○	
	・「福祉バザー」		・歩いて集まれる「ふれあいサロン」の開催	社協、民協			○
	・「御所見ユースデイ」		・「ふれあいゲームの集い」 11月	社協、体協			○
	・「地区総合防災訓練」	防災協他	・関連団体参画による「地域課題検討会」の開催 2～3回/年	社協、自治連他	○		
	・共同募金(赤い羽根)運動	社協、自治連	・子供食堂を運営する団体等への支援	社協			○
	・「地区賀詞交換会」	社協、自治連、JA	・災害時の安否確認、避難行動要支援者名簿の活用(地域の合意による利用方法の研究)	防災協	○		
・「地域団体連絡会」 2回/年			社協	○			
3. 誰もが安心して暮らせるしくみづくり	・「御所見CS会議」 3回程度開催/年	社協、藤沢市共生社会推進室、地区内法人CSW他	◆介護予防、フレイル予防と啓発	いきいきサポートC	○		
			◆認知症の備え(共生と予防)	いきいきサポートC			
			◆「御所見型」ボランティアCの研究	社協、民協			
			◆見守り体制のネットワークづくり	社協、病院			
			◆医療、福祉事業所等のネットワークづくり	病院、社福法人			
			◆人生会議(終活)イベント	病院、地域診療所			
◆買い物支援	社協	◆移動支援					

◆印：CS会議(協議体)が取り組もうとしている研究テーマ

藤沢市地域公益事業推進法人協議会 活動の計画 (市内の社会福祉法人による地域公益活動)

① 「福祉なんでも相談窓口」 2019年6月から実施

藤沢市内の高齢者施設、障がい者施設、児童施設(保育園、児童養護施設等)を運営する42の社会福祉法人が、各専門業務に加えて地域のための公益的な活動に取り組むべく協働・連携して、市内の80施設で無料の相談事業を始めました。施設の分野に関わらずどこの窓口でも、暮らしや介護などの福祉に関することから何でも相談を受けて、社会福祉法人のネットワークと行政等との連携で市民の困りごとに対応します。

地域福祉活動計画の施策の方向性である「課題の早期発見・早期対応できる地域づくり」「包括的な相談・支援体制の強化」に資する活動であり、今後も相談窓口の推進を図っていきます。



② 新たな取り組みについて

会では、役員及び各分野からの運営委員の9人で、具体的な活動等の検討を行っており、次のような点を大切に、地域福祉活動計画の内容も踏まえた新たな活動等を計画していくことにしています。

- (1) 災害時に地域拠点としての役割を果たす
- (2) 子どもを地域で育むことを大事にする
- (3) 社会的な孤立や生きづらさを抱えた方を包摂していく(ソーシャルインクルージョン)
- (4) 社会福祉法人の枠を越えた連携の拡大と顔の見えるネットワークの構築

湘南ふじさわ子育て応援メッセ 活動の計画

① 経過(これまでのメッセの歴史・経過、活動ができたきっかけ等)

- (1)活動ができたきっかけ** 2003年に市内の子育て支援情報不足を感じた市民有志が、市民ができる子育て支援の具体的なかたちとして子育て応援メッセ『市内の支援団体の活動を紹介する見本市』を開催。
- (2)市との協働時代の話** 2005年より藤沢市との共催事業となり、2008年には神奈川県子ども・子育て支援特別賞を受賞する。
- (3)現在に至るまで** 2008年から各地域で地域版子育てメッセが開催され始め、市域メッセの委託が2017年第15回で終了。(イベント会場の様子/第3回)
- (4)実行委員会について** この事業を市域で行う重要性を感じる市民有志は、助成金や寄付金等を得るなどして任意団体を立ち上げ、毎年の市域メッセ開催を目的に活動を開始。当日の会場運営だけでなく情報誌の発行やHPの更新など準備のために毎月集まっている。



② 現状(現在の実施事業について：イベント実施、冊子等)

2018年に市域の子育て応援メッセの開催を目的とした実行委員会の設立総会を行い、第1回『湘南ふじさわ子育て応援メッセ』を市民会館で実施、合わせて情報冊子を発行した。メッセ開催の準備に実行委員会を基本毎月1回行い、2019年度に第2回、2020年度に第3回を開催。2021年度はコロナ禍で冊子の発行とHPの更新のみとなったが、2022年度第5回の開催をめざし活動中。



③ 計画書

基本目標 1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり	(1) 誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発	■市内で子育てに関わる団体や市の関係セクションが一堂に会し、交流し、情報交換する場となる市域の「子育て応援メッセ」開催による周知・啓発。
	(2) 地域福祉活動の周知・啓発	■市内子育て支援情報の一元化、冊子作成等による子育て支援情報の提供。 ■生きた情報提供のため毎年冊子更新をする。冊子内容をHPに公開する。
	(3) 地域福祉の担い手の育成・参加促進	■子育て支援に関わる市民ボランティアの集結、メッセ実行委員会の結成。 ■子育て支援者や関係者が子育て当事者と交流し、子育ての現状や最前線を学ぶ(支援者が子育ての現状を学び、理解できる機会となる)
基本目標 2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり	(1) 地域における交流の促進	■当事者と支援者が直接会える場づくり。世代間交流を含む。 ■対面及び紙面にて活動紹介したい団体を募り、支援利用の促進につなぐ。
	(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり	■子育ての早い時期に、相談しやすい環境づくりを行うことによって、その後の子育てで悩んだときに相談しやすくなる。 ■敷居の低い無料のイベントで誰もが参加でき、孤立を防げる。
	(3) 福祉団体等の活動推進	■子育て支援団体間の交流、情報共有と各地域メッセとの連携。 ■民生委員や主任児童委員との連携。
	(4) 災害時に備えた地域づくりの推進	■災害情報の周知と防災教育の学びを得る場づくり。
基本目標 3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり	(1) 地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化	■市内の子育て支援の活動が一堂に集まり、可視化されることが当事者への応援メッセージとなり、地域づくりの基盤づくりとなる。
	(2) 包括的な相談・支援体制の強化	■メッセの開催が、虐待予防のセーフティネットづくりにつながる。
	(3) 権利擁護のための支援の充実	■子どもの権利に関わる相談事業や普及活動を行う担当課に協力する。

資料編

1 第4次藤沢市地域福祉活動計画策定委員会

(1) 第4次藤沢市地域福祉活動計画策定委員会名簿

No.	団体名	委員氏名
1	藤沢市地区社会福祉協議会連絡協議会	川原田 武
2	藤沢市民生委員児童委員協議会	三觜 壽則
3	かながわ高齢協 藤沢地区福祉施設連絡会	○川瀬 和一
4	藤沢障害福祉法人協議会	戸高 洋充
5	藤沢市民間保育園設置法人代表者会	川島 進
6	藤沢地区保護司会	水嶋 正夫
7	藤沢市老人クラブ連合会	東田 正喜
8	藤沢市障害福祉団体連絡会	森山 千景
9	藤沢市青少年育成協議会	手島 暁子
10	藤沢災害救援ボランティアネットワーク	大田 哲夫
11	藤沢市内ボランティアセンター連絡会	伴仲 正次
12	藤沢市介護保険事業所連絡会	中嶋 利浩
13	横浜創英大学	◎平野 友康
14	子育て支援グループゆめこびと	木村 依子
15	長後地区自治会連合会	市川 勤
16	NPO 法人湘南ライフサポートきずな	川辺 克郎
17	神奈川県社会福祉協議会	松永 文和
18	藤沢市（福祉部・地域共生社会推進室）	片山 睦彦
19	藤沢市（市民自治部・片瀬市民センター）	横田 淳一
20	藤沢市社会福祉協議会（地域福祉課）	樋口 敬子

◎委員長 ○副委員長

(2) 第4次藤沢市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第4次藤沢市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)の策定に向けた検討を行うため、社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1)活動計画の策定に関すること
- (2)計画策定に係る情報交換に関すること
- (3)前2号に掲げるもののほか、活動計画を策定するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、20人以内とする。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市社協会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)高齢者関係団体の代表
- (3)障がい者関係団体の代表
- (4)児童関係団体の代表
- (5)更生保護関係団体の代表
- (6)地域活動団体の代表
- (7)地区社会福祉協議会の代表
- (8)民生委員児童委員の代表
- (9)関係行政機関の代表
- (10)その他会長が必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱の日から活動計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長の要請に基づき、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議事をすることはできない。

(小委員会の設置)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、小委員会を設置することができる。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、委員会において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市社協事務局において総括し、及び処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の同意を得て、委員長が定める。

附 則

この要綱は、2021年(令和3年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年(令和3年)11月29日から施行する。

(3) 計画の策定経過

第1回策定委員会 2021年6月23日(水) ZOOMによるオンライン併用

議 題

委員委嘱・設置要綱確認・委員長、副委員長の選出

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 地域福祉とは | 5. 国等の動き |
| 2. 地域福祉活動計画とは | 6. 藤沢市の動き |
| 3. 計画策定の背景、位置づけ、期間、体制 | 7. 第4次地域福祉活動計画の施策の方向性 |
| 4. 第3次地域福祉活動計画の振り返り | 8. その他 |

アンケート実施 2021年7月

第1回と第2回の間、に委員及び関係団体等にアンケートを実施

アンケート項目

- 【1】日ごろの活動を通じて感じている地域課題など
- 【2】団体等で取り組もうとしていること・役割として感じていること・地域から期待されていることなど
- 【3】上記【2】の取り組みにあたり必要なこと・実現するための課題など
- 【4】その他(自由意見)

第2回策定委員会 2021年9月 書面開催

議 題

アンケート結果の共有及び第2回策定委員会アンケートの実施

アンケート項目

- 【1】共感する意見(5つまで)
- 【2】深掘したい意見
- 【3】追加したい意見
- 【4】その他(自由意見)

第3回策定委員会 2021年10月29日(金) ZOOMによるオンライン併用

議 題

1. 第1回、第2回 策定委員会の振り返り等
2. 地域生活課題に関する意見交換
3. その他

第4回策定委員会 2021年11月29日(月) ZOOMによるオンライン併用

議 題

1. 藤沢市社会福祉協議会の策定委員の参加について
2. 地域生活課題に関する意見交換
3. その他

第5回策定委員会 2021年12月27日(月) ZOOMによるオンライン併用

議 題

1. 地域団体、専門機関、市社協、行政への意見、要望等に関する意見交換
2. その他

第6回策定委員会 2022年2月21日(月) ZOOMによるオンライン併用

議 題

1. 委員の所属する組織等における、今後の活動・事業等の取り組み方針等について
2. その他

第7回策定委員会 2022年3月30日(水) ZOOMによるオンライン併用

- 議 題**
1. 骨子案について
 2. その他

第8回策定委員会 2022年5月30日(月) ZOOMによるオンライン併用

- 議 題**
1. 素案について
 2. 市民意見聴取について
 3. その他

第9回策定委員会 2022年6月29日(水) ZOOMによるオンライン併用

- 議 題**
1. 最終案について
 2. その他

(4) 市民意見聴取の実施状況

- 実施概要**
- 意見等を募集した事項…第4次藤沢市地域福祉活動計画(骨子案)について
 - 意見募集の対象者…市内在住・在勤・市内に事業所を有する方
 - 意見の提出方法…郵送・ファックス・持参・電子メールのいずれかにて提出
 - 実施期間…2022年4月12日(火)～5月13日(金)
 - 実施主体…第4次藤沢市地域福祉活動計画策定委員会

■ 提出された意見・提案について

	意見・提案	策定委員会の考え方
1	まず、市民への周知が大事となります。 見やすい、読みやすい、構成・編集となるようお願いいたします。	周知・普及・啓発を施策の方向性としており、計画推進の大切なポイントになります。市民にわかりやすい構成・編集となるよう努めます。
2	丁寧に作成されるとどうしてもボリュームがでてしまい全体がわかりにくくなってしまいます。要点をまとめたものを作成すると思うが、A4片面くらいのダイジェスト版があるとありがたいです。	要点をまとめた概要版を作成する予定となっています。また、よりコンパクトな周知資料の作成についても検討したいと思います。
3	「障がい者」と一括りに言われるが、障がい種別ごとに特性は全く異なります。 特性の理解が、子育てや地域交流、災害時避難等、多くの場面で重要な情報となり、当事者の生活の質にも影響します。 障がい特性にも着目した理解が進んで欲しいです。	障がい種別ごとの特性の理解を広め深めていくことは、全ての施策の方向性に通じることであり、各活動主体での取り組みが積極的に行われるように努めていきたいと思っています。
4	委員に女性が少ないように思います。また、若い世代が委員会に参加しているのか気になります。計画を推進していくために、各地域で活動している若い世代にも声をかけ、一緒に取り組めるようにすることが大事です。 現在の活動団体の担い手不足は深刻で、今までの方法では減っていく一方であり、対応の見直しが必要だと思います。	計画策定委員会は、各活動分野のバランスを考慮した委員構成としましたが、結果として女性が少なく、若い世代の参画もできませんでした。 今後の計画の推進等の中で、若い世代を含めた多様な活動者の参画をめざした取り組みを検討し、実践していきたいと思っています。

2 データでみる藤沢市の状況

地域福祉を推進する際に考慮したい藤沢市の状況の一部を掲載しています。

人口

- 人口の推移を見ると、総人口、15～64歳、65歳以上人口とも増加、年少人口のみ減少しています。また、65歳以上人口のうち、前期高齢者数は減少するも、後期高齢者数は大幅に増加となりました。

項目	現状 A	増減 A-B	2015年 B
人口 ※1	441,832 人	16,556 人	425,276 人
0～14歳（年少人口）※1	57,906 人	-880 人	58,786 人
15～64歳（生産年齢人口）※1	275,797 人	7,912 人	267,885 人
65歳以上（高齢者人口）※1	108,129 人	9,524 人	98,605 人
高齢化率 ※1	24.5%	1.3%	23.2%
前期高齢者（65～74歳）※1	50,837 人	-2,828 人	53,665 人
後期高齢者（75歳以上）※1	57,292 人	12,352 人	44,940 人
出生率（人口千対）※2	7.9	-0.5	8.4
合計特殊出生率 ※2	1.38	-0.01	1.39
人口密度 ※1	6,336 人	243 人	6,093 人
世帯数 ※1	196,875 世帯	16,705 世帯	180,170 世帯

※1 現状 A：2021年10月1日 ※2 現状 A：2017年

高齢・介護

- 要支援・要介護高齢者数、ひとり暮らし高齢者とも増加しています。

項目	現状 A	増減 A-B	2015年 B
要支援・要介護高齢者 ※1	19,603 人	2,636 人	16,967 人
高齢者人口に占める上記割合 ※1	18.3%	1.1%	17.2%
ひとり暮らし高齢者 ※2	15,712 人	2,520 人	13,192 人
在宅ねたきり高齢者 ※2	113 人	-26 人	139 人

※1 現状 A：2020年9月末 ※2 現状 A：2021年10月1日

障がい手帳等のこと

- 身体、知的、精神ともに手帳所持者数が増加、自立支援医療費受給者も増加しています。

項目	現状 A	増減 A-B	2015年 B
身体障がい者手帳	11,005 人	122 人	10,910 人
療育手帳（知的障がい）	3,272 人	564 人	2,579 人
精神障がい者保健福祉手帳	3,991 人	855 人	2,889 人
自立支援医療費受給者（精神通院）	6,462 人	1006 人	5,164 人

※現状：2020年4月1日

福祉

- 藤沢市の生活保護受給状況は2021年8月時点で保護率1.27%、地区別の割合では最小0.48%、最大1.95%の幅があります。また神奈川県2021年7月速報値は保護率1.657%となっています。

項目	現状 A	増減 A-B	2015年 B
児童扶養手当受給者世帯			
母子家庭	2,057 世帯	-312 世帯	2,369 世帯
父子家庭	93 世帯	-10 世帯	103 世帯
養育者家族	7 世帯	-5 世帯	12 世帯
生活保護 保護率	1.27%	-0.08%	1.35%
受給世帯数	4,307 世帯	193 世帯	4,114 世帯
被保護人員	5,577 人	-154 人	5,731 人

- 2020年度、小中学校の合計では13.7%の児童・生徒が就学援助を受けています。

項目	現状
就学援助を受けている児童・生徒数	
小学校（35校、児童総数 23,234人）	①認定者数 2,930人
	②学校ごとの割合 12.6%
中学校（19校、生徒数 10,558人）	①認定者数 1,686人
	②学校ごとの割合 15.9%

外国人人口

- 藤沢で暮らす外国籍の方も増えています。

項目	現状 A	増減 A-B	2015年 B
外国人住民人口	6,699 人	1,395 人	5,304 人
世帯	4,991 世帯	1,325 世帯	3,666 世帯
国籍別			
中国	1229 人	289 人	940 人
韓国・朝鮮	794 人	2 人	792 人
ベトナム	772 人	358 人	414 人
ブラジル	566 人	11 人	555 人
スリランカ	551 人	- 人	- 人
ペルー	477 人	-81 人	558 人
フィリピン	417 人	32 人	385 人
インドネシア	254 人	- 人	- 人
米国	232 人	35 人	197 人
アルゼンチン	167 人	-39 人	206 人
タイ	126 人	- 人	- 人
その他	1,114 人	-143 人	1,257 人

※現状 A：2021年10月1日

自治会・町内会

- 自治会・町内会加入率は現状70.3%、2015年に比べて -5.5%減となっています。

項目	現状 A	増減 A-B	2015年 B
自治会・町内会加入率	70.3%	-5.5%	75.8%

※現状 A：2020年9月1日

活動の登録情報等

- ふじさわボランティアセンター登録ボランティア人数、ファミリーサポートセンターの活動件数、生きがい福祉センター会員登録とも増加傾向にあります。

項目	現状 A	増減 A-B	2015年 B
ふじさわボランティアセンター登録ボランティア人数 ※1	5,675 人	1,184 人	4,491 人
市民活動推進センター登録団体数 ※1	419 団体	-59 団体	478 団体
主な活動分野別 (一部を掲載)			
保健、医療又は福祉増進を図る活動	93 団体	-19 団体	112 団体
災害救援活動	3 団体	-1 団体	4 団体
地域安全活動	6 団体	0 団体	6 団体
子どもの健全育成を図る活動	72 団体	1 団体	71 団体
ファミリーサポートセンター事業 活動件数 ※2	13,085 件	3,077 件	10,008 件
生きがい福祉センター会員の登録状況 ※1	2,544 人	126 人	2,418 人

※1 現状 A：2020年度 ※2 現状 A：2019年度 過去は2014年度

- 2020年3月から利用開始となった地域福祉活動センターの利用団体の状況。

【地域福祉活動センター登録団体数】

区分	2021年度
当事者会・家族会等	28団体
地域福祉関係団体	7団体
福祉関係ボランティア団体等	13団体
福祉関係の協議体・連絡会	18団体
合計	66団体

防災関係

- 避難行動要支援者名簿の対象人数は市全体で33,648人、うち同意は21,200人(同意率63.0%)となっています。

項目	現状
避難行動要支援者名簿	
高齢者(同意/全体,同意率)	16,186人/23,816人,68.0%
障がい(同意/全体,同意率)	3,578人/7,395人,48.4%
要介護(同意/全体,同意率)	1,371人/2,371人,57.8%
個別対応(同意/全体,同意率)	65人/66人,98.5%
総計(同意/全体,同意率)	21,200人/33,648人,63.0%

※内訳の重複は主でカウント。現状：2021年4月1日時点

認知症高齢者

- 「いきいき長寿プランふじさわ2023」によれば、介護保険認定調査の認知症高齢者の日常生活自立度により、認知症があると認められた高齢者数は次のとおりです。5年間で約2,000人の増加となっています。

	2020年	2015年	増減数
認知症高齢者数	11,341人	9,380人	1,961人

介護人材の確保

- 「介護労働実態調査」(2020年、介護労働安定センター)の結果によれば、介護事業所における人材の不足感は、職種別では訪問介護員が80.1%で最も多い状況です。

介護事業所における人材の不足感	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
訪問介護員	80.1%	81.2%	82.1%	82.4%	80.2%
介護職員	66.2%	69.7%	69.2%	66.9%	63.3%
事業所全体	60.8%	65.3%	67.2%	66.6%	62.6%

ヤングケアラー

- ヤングケアラーとは、ケアを要する家族がいて、大人が担うような家事や介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子どものことです。2021年の国の調査で、ヤングケアラーの出現率は、中学生で約17人に1人(5.7%)、高校生で約24人に1人(4.1%)でした。これを藤沢市の住基人口(2021年10月1日)にあてはめて試算すると次のようになります。

	12～14歳	15～17歳
国の出現割合 A	5.7% (中学生)	4.1% (高校生)
藤沢市の住基人口 B	12,467人	12,147人
藤沢市の推計人数 = A × B	711人	498人

- 藤沢市では、2016年度に「ケアを担う子ども(ヤングケアラー)についての調査《教員調査》」を公立小中学・特別支援学校の55校の教員を対象に実施しました。主な結果は以下のとおりです。

過去に関わった児童・生徒の中にケアをしている児童・生徒の有無

	いる	いない	わからない	未記入	合計
自分が担当をしているクラス	302人	478人	203人	115人	1,098人
自分が担当をしていなかったクラス	268人	229人	511人	90人	1,098人

	母	父	きょうだい	祖母	祖父	その他	不明
子どもがケアをしている相手 (複数回答あり)	41.7%	9.8%	47.0%	3.0%	1.8%	3.5%	4.7%

- 藤沢市では、2018年度に民生委員児童委員に「ケアを担う子ども・若者についての調査」を実施しました。

	いた	いなかった	わからない	無回答
自分が関わった世帯の中で、家族のケアをしているのではないかと感じた子ども・若者の割合	8.5%	59.7%	28.2%	3.6%

子どものケア行動(当てはまるものすべてに○) 【上位4位まで】	比率
家事	48.4%
きょうだいの世話	40.3%
身の回りの世話	22.6%
生活をしていく中で、買い物、家の中の修理仕事、 重いものを運ぶなど	19.4%

- また、2018年度に地域包括支援センター及び生活援護課のケースワーカー（CW）及び相談支援員への調査を実施しました。主な結果は以下のとおりです。

ヤングケアラーについての調査《地域包括支援センター 58人・市役所 40人回答》

	いる	いない	わからない	無回答
あなたが関わっている子ども・若者の中で、家族のケアをしているのではないかと感じた子ども・若者の割合	24.5%	65.3%	8.2%	2.0%

子どものケア理由（当てはまるものすべてに○） 【上位4位まで】	比率
親の病気・障がい・精神疾患や入院のため	51.0%
ひとり親家庭であるため	35.3%
他にする人がいなかったため	23.5%
経済的な問題から	21.6%

不登校※の状況

- 藤沢市立小・中学校（小学校35校、中学校19校）児童生徒の不登校の状況をみると、小・中学校とも年々増加しています。

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
2020年度	12人	34人	37人	36人	59人	74人	252人
2019年度	18人	20人	21人	34人	55人	53人	201人
2018年度	9人	19人	20人	43人	35人	60人	186人

中学校	1年	2年	3年	合計
2020年度	117人	178人	209人	504人
2019年度	129人	181人	185人	495人
2018年度	113人	155人	164人	432人

※何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避による者を除く）の数。

虐待

項目	2019年度
児童虐待防止対策ケース数	
前年度からの継続	255件
新規	238件
次年度へ引継ぎ	261件

項目	2020年度
高齢者虐待専門相談窓口	
新規相談件数	109件
対応件数	293件
終結件数	211件
施設対応件数	18件

※2022年10月12日修正

産後うつ

- 出産後の女性の「うつ」や「自殺」の割合が増えることが報告されています。藤沢市では乳児家庭全戸訪問事業や産婦健診等で健康状態等の把握をしており、一定のハイリスクの産婦が確認されています。

藤沢市 訪問員による「産後うつ病質問票」での確認結果

年度	訪問での確認件数	うつ病ハイリスク
2021年度	2,775件	173件
2020年度	2,772件	154件

ひきこもり※

- 国では、2016年度に「ひきこもり」に該当する15～39歳の実態把握、またひきこもりの長期化傾向を踏まえて、2019年度には「ひきこもり」に該当する40～64歳の実態把握のための調査が実施されました。年齢層ごとのひきこもりの出現割合を用いて、藤沢市の住基人口(2021年10月1日)にあてはめて試算すると、次のようになります。

	15～39歳	40～64歳
国の広義のひきこもり出現率 A	1.57%	1.45%
藤沢市の住基人口 B	116,122人	159,675人
藤沢市の推計人数 = A × B	1,823人	2,315人

※原則6か月以上にわたり、概ね家庭にとどまり続ける状態を示す現象概念

自殺

- 自殺死亡率は減少傾向にあります。ただ2021年の前期の暫定値にはなりますが、若者や女性の割合増を含め、この半年で2020年に迫る件数となっており、増加が危惧されます。

項目	(2021年1～6月暫定値)	(現状) 2020年	(参考) 2015年
自殺者数	(32人)	40人	50人
男性	(18人)	26人	37人
女性	(14人)	14人	13人
自殺死亡率(人口10万対)	(7.34)	9.17	11.81

※内閣府・警察庁資料より作成

いわゆるゴミ屋敷※

- 藤沢市では、地域包括支援センター、生活援護課のCW、市社協コミュニティソーシャルワーカー(CSW)にいわゆるゴミ屋敷調査(2019年度)のアンケートを実施し、108件の目視確認を行いました。

実態調査結果	件数
敷地外へ影響を及ぼす	8件
敷地内の問題	27件
目視できず(家の中の状態までは確認できず)	73件

※ゴミ等の堆積物により居住者の健康や生命、あるいは近隣の生活環境に影響の出る恐れのある家屋

空き家

- 「藤沢市空き家等対策計画(2021年3月)」によれば、住宅の老朽化で、単身高齢者世帯の増加とともに多くの空き家の発生が想定される中、2018年の空き家率は以下のとおりになります。

	藤沢市	神奈川県	全国
住宅総数	205,850戸	4,503,500戸	62,407,000戸
空き家総数	22,410戸	484,700戸	8,489,000戸
二次的住宅	630戸	18,100戸	381,000戸
賃貸用住宅	14,900戸	295,000戸	4,327,000戸
売却用住宅	1,640戸	23,800戸	293,000戸
その他住宅	5,250戸	147,700戸	3,487,000戸
空き家率	10.9%	10.8%	13.6%
二次的住宅	0.3%	0.4%	0.6%
賃貸用住宅	7.2%	6.6%	6.9%
売却用住宅	0.8%	0.5%	0.5%
その他住宅	2.6%	3.3%	5.6%

保護観察

- 藤沢地区保護観察受理人員(他の保護区からの変更人員を含まず)です。当該地区の傾向として、薬物事犯の増加が顕著であり、2020年は全体の35%に及んでいます。ほぼ毎年、覚醒剤取締法違反による少年事件を受理していることは特筆すべきことです。

2020年(内訳)

	受理件数	各号割合	薬物件数	割合等	性別(女)	割合	年末現在継続件数
計	60件	-	21件	35.0%	9人	15.0%	78件
1号	23件	38.3%	4件	(覚1)	6人	-	33件
2号	6件	10.0%	0件	-	0人	-	3件
3号	14件	23.3%	6件	-	1人	-	3件
4号	17件	28.3%	11件	-	2人	-	39件

2019年(内訳)

	受理件数	各号割合	薬物件数	割合等	性別(女)	割合	年末現在継続件数
計	90件	-	27件	30.0%	8人	8.9%	91件
1号	52件	57.8%	7件	(覚3)	4人	-	54件
2号	8件	8.9%	2件	(覚1)	2人	-	8件
3号	19件	21.1%	12件	-	1人	-	5件
4号	11件	12.2%	6件	-	1人	-	24件

※1号：保護観察処分少年、2号：少年院仮退院者、3号：仮釈放者、4号：保護観察付執行猶予者

注1 薬物件数割合等()内には、覚醒剤取締法違反事件数を内数として表示。

3 関係法令等の概要

■障害者差別解消法(2016年4月施行)

本法律で「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」という2つの方針が打ち出されました。前者は事業者が障がいのある方に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒むことを禁止しています。後者は障がいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(行政機関等は「義務」、事業者は「努力義務」)を求めています。その後、2021年6月公布の一部改正で事業者もその対応が義務化されたほか、国及び地方公共団体の連携強化の責務の追加、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化が加わりました。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律(2016年5月施行)

本法律では、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとされました。翌年の3月24日に第一期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、2017年度から2021年度まで、計画に基づき、各種取り組みが実施されました。その後、2022年3月25日に第二期成年後見制度利用促進基本計画(2022年度～2026年度)が閣議決定され、2022年度から2026年度まで、計画に基づき、各種施策が実施されます。

■再犯の防止等の推進に関する法律(2016年12月施行)

本法律は、国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、再犯の防止等に関する対策の基本的事項を定め、再犯防止等に関する対策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

■持続可能な開発目標(SDGs)実施方針(2016年12月)

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。その目標の実施に向けて、わが国が取り組む指針になります。

■地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (2017年6月公布)

本法律の改定のポイントは地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保の2つとなります。前者は自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化や医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進すること、後者は所得の高い層の負担割合の見直し、40～64歳の介護給付費の総報酬制の導入となっています。

■生活困窮者自立支援法の一部改正(2018年10月公布)

本法律の改正の趣旨は、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずることとなっています。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正(2019年9月施行)

本法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、2013年6月26日に公布されました。今回の主な改正点は次の3点になります。目的に子どもの将来のみならず、「現在」も改善することが明記されました。また、基本理念に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見が尊重されることが明記されました。さらに市町村計画で、都道府県のみならず、市区町村も子どもの貧困計画の策定が努力義務となりました。

■新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」(2020年5月)

新型コロナウイルス感染症専門家会議の5月の提言を踏まえ、厚生労働省から新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例が示されました。実践例では、「一人ひとりの基本的感染対策」「日常生活を営む上での基本的生活様式」「日常生活の各場面別の生活様式」「働き方の新しいスタイル」があげられます。感染防止の3つの基本として、身体的距離の確保(できるだけ2m(最低1m)空ける)、マスクの着用、手洗いがあげられました。

■地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(2021年4月施行)

本法律の改正で、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざす旨」が明記されました。また、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」において、今後の社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策についての議論が重ねられ、これらの提言をうけ、2020年6月に改正社会福祉法が可決・成立、翌年4月に施行されました。

4 用語解説

あ行

ICT (アイ・シー・ティー)

「Information and Communication Technology」の略称で、情報を伝達する技術のこと。

アウトリーチ

手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味。支援が届きにくい方に対して、公的機関等が積極的に働きかけて支援を届けること。

いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)

高齢者の在宅生活を支える総合相談窓口。保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーにより、市委託による相談と介護保険軽度者の予防プラン作成等を担う。

インフォーマル(・ケア)

フォーマル・ケア以外のケアのことで、具体的には、家族・親族、友人、近隣、ボランティア等による公的制度に基づかないケアの総称のこと。

SNS (エス・エヌ・エス)

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略称で、登録した利用者同士がインターネット上でつながり、交流できる場が提供されている。

か行

子育て支援センター

子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、市内4か所に設置されている。子育てアドバイザー・栄養士・保健師等による相談・講習・交流等を行っている。

子育て世代包括支援センター

妊娠、出産、子育てについてワンストップで相談できる窓口。藤沢市では南北保健センターが担っている。

コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

既存の制度では解決しにくい困りごとを抱えている方に寄り添い、共に考え、解決に向けて支援する相談員。また、地域住民等による地域づくりの手伝いも担っている。市の委託を受けて市内13地区に市社協職員が配置されている。

さ行

災害救援ボランティアセンター

災害時に設置され、被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための拠点。藤沢市では市・市社協・藤沢災害救援ボランティアネットワーク(FSV ネット)の三者が協定し災害救援ボランティアセンターを運営することになっている。また、各地区にはサテライトセンターが設置できることになっている。

市民活動推進センター

市民活動を推進する拠点施設として、福祉・医療、教育、環境、災害救援など様々な分野で活動する市民活動団体の自立化と交流促進を支援するために設置されている。

障がい者地域相談支援センター

障がい者やその家族の生活を支援するため、日常生活の困りごと相談、福祉サービスの紹介等を行う総合相談機関。市の委託を受けて市域4エリアで障がい専門法人が担っている。

ZOOM (ズーム)

Zoomビデオコミュニケーションズが提供するクラウドコンピューティングを使用した Web 会議サービスの名称。

生活支援コーディネーター

地域での支えあいを推進するため、新しい支えあいの仕組みづくり、地域のネットワークづくり、ニーズと取り組みのマッチング等を担う。市の委託を受けて CSW が兼務している。

成年後見制度

判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が難しい成年者(認知症や知的障がいのある人等)を支援する制度で、必要に応じて代理権や同意権等を行行使する後見人等が、当事者の権利を守るために各種手続きや財産管理等を行う。

ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)

特定の対象者を社会的に排除することなく、差異や多様性を認め合い、地域全体で包み込み、支えあうという相互の連携や心のつながりを築く考え方。

た行

地域生活課題

福祉、介護、予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、さらに地域社会からの孤立、生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会の確保に関する各般の課題のこと。社会福祉法第4条第3項に規定されている。

地域の縁側

藤沢市では、昔ながらの「縁側」をイメージして、誰もが気軽に立ち寄り、時には相談もできる地域の居場所を「地域の縁側」と位置付け、その支えあいの活動を支援している。

地域福祉活動センター

地域生活課題の解決に取り組む当事者や家族会、福祉団体、福祉関係ボランティア等の活動拠点として、市分庁舎に設置されている。

地区ボランティアセンター

各地区のボランティア活動の拠点となるよう、市の補助を受けて地区社協等が設置し、支えあいにより地域の高齢者・障がい者等に対して、日常生活支援(困りごとの手伝い、話し相手等)や交流活動(サロン)等を行っている。

地区福祉窓口

市民センター及び村岡公民館に設置され、福祉保健の相談を受け、状況に応じた各種制度の利用案内や情報提供を行うとともに、福祉・保健に関する各種申請受付、サービス提供の連絡調整等を行っている。

な行

日常生活自立支援事業

認知症や知的または精神に障がいがあり、判断能力が不十分であるが、契約能力がある場合に、福祉サービスの利用手続きの支援や日常の金銭管理等を支援する事業。

は行

8050問題

若者のひきこもりが長期化する場合に、同居する親の高齢化が進み、親子の生活に様々な問題が生じる場合がある。このような場合を80代の親と50代の子の世帯の問題として「8050問題」と言われることがある。

避難行動要支援者

高齢者や障がい者など、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する人をいう。

ふじさわあんしんセンター

藤沢市社会福祉協議会に設置され、権利擁護相談機関として、判断能力が十分でない方の権利擁護・生活支援に関する事業を実施している。

ふじさわボランティアセンター

藤沢市社会福祉協議会に設置され、ボランティア活動に関する相談、活動紹介やボランティアの募集・登録、ボランティア保険の受付、福祉やボランティアに関する講座などを実施している。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるため、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。無償のボランティアで、保護観察に当たるほか地域づくりの活動等を行っている。なお、犯罪被害者の相談支援を担う保護司も配置されている。

ま行

マルチパートナーシップ

多様な主体が目標を共有し、役割を分かち合いながら、連携してまちづくりを進めていく協力関係を結ぶこと。藤沢市では、民間をはじめとする様々な活動主体との役割分担に基づき、活力あるまちづくりを進めている。

民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。無償のボランティアで、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスにつなげたり、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認を担っている。児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。

5 策定委員からの一言

①平野友康(横浜創英大学)

藤沢のまちを誰にとっても住みやすくするためにはどうしたら良いのか、この計画書には、たくさんのアイデアや取り組み、また悩みなどが書かれています。ぜひ一緒に考え、そして取り組んでいきましょう！



委員長

②川瀬和一(かながわ高齢協藤沢地区)

市民や団体の活動を実効性の高いものにするには、周知、連携、協働が必要です。地域福祉活動計画は私たちに強く後押しする計画であり、共に積み重ねていくことがよりよい地域づくりとなることを期待するものです。



副委員長

③川原田武(藤沢市地区社協連絡協議会)

新型コロナウイルスは、私たちの生活に大きな影響を与え続け、その中で培ってきた新たな生活様式や人との繋がりが第4次藤沢市地域福祉活動計画のベースとなっています。一人ひとりが主役で気づかい合う、幸せな社会生活をめざしましょう。



④三觜壽則(藤沢市民生委員児童委員協議会)

本会議に参加して、当初よりコロナ禍の中、対面会議がオンライン会議となり、慣れない中での会議で自身の意見も上手く発言できなかったと苦慮しました。そうした中でも委員の皆様が丸となって策定した計画は素晴らしい成果だと思います。今後この活動計画が実行され、より良い市民生活が送られる様見守っていきたいと思います。



⑤戸高洋充(藤沢障害福祉法人協議会)

策定委員会に、今回、藤沢障害福祉法人協議会から参加させていただきましたが、地域福祉に関わって様々な立場の皆さんのご意見を聞かせていただきながら、福祉施設が地域で果たす役割を改めて考えさせられました。



⑥川島進(藤沢市民間保育園設置法人代表者会)

地域という「湖」に遊覧船や漁船、ヨット、釣り船等色々な「福祉丸」が浮かび、活躍していますが、各々の船が相互に協力し合い湖を豊かで楽しい場所にする必要があります。この計画がその一助となれば幸いです。



⑦水嶋正夫(藤沢地区保護司会)

日常のあいさつ。おはよう。こんにちは。今日は良い天気だね。お元気ですか。などと言われると何となくうれしい気分。他人にお世話になった時、感謝の気持ちでありがとう。このような会話がいつでもどこでも聞かれるような地域社会。最高ですね。



⑧東田正喜(藤沢市老人クラブ連合会)

策定委員会に参画させて頂いて委員の方々のご意見を拝聴出来たことを感謝します。また責任の重さも痛感しました。福祉は組織や制度だけでなく携わる人の心によって活かされます。お互いに支えあい寄り添う共生社会であることを望みます。



⑨森山千景(藤沢市障害福祉団体連絡会)

当初は障がいと地域福祉の接点を探ることに苦慮しましたが、他の委員の方々のお話を伺い、改めて包括について考えることが出来ました。障がい者が地域の中で繋がりを持てる、寛容な社会の実現を願っています。



⑩手島暁子(藤沢市青少年育成協議会)

人は、いろいろな人とのふれあいの必要性を感じながら、行動を起こすとなると、難しい。活動できる人は殆ど仕事をしている。地域の為には若い人の参加が必要なので、発想の転換を考える事も大事だと思います。



⑪大田哲夫(藤沢災害救援ボランティアネットワーク)

全ての活動の原点は向こう三軒両隣から。福祉、防災、防犯、環境、生活等全ての活動は地域の顔の見える関係が基本。自助、共助の間に互近助があり、ここをいかに確立出来るかが大きなポイントです。

**⑫伴仲正次(藤沢市内ボランティアセンター連絡会)**

多様化する支援ニーズ、収束が見えないコロナ禍の中、日頃の活動での気づきを率直に伝え協議を重ねました。今こそ地域への関心を高め、積極的に支えあいを広げる時。安心して暮らせる街づくりを皆で進めましょう！

**⑬中嶋利浩(藤沢市介護保険事業所連絡会)**

我々は、日ごろ高齢者介護サービスに従事している事業所の集まりです。それぞれの地域にあったサービスを提供することに日々努力をすところ。これからも地域のニーズにあった介護サービスで市民の方々が安心して暮らせるように尽力して参る所存です。

**⑭木村依子(子育て支援グループゆめこびと)**

少子高齢化の現在、どこの市でも指針に『子育てしやすいまち』をかかげています。子どもの健やかな育ちを守るため藤沢市地域福祉活動計画が、親と地域と関係機関そして行政が連携できる道標となることを願っています。

**⑮市川勤(長後地区自治会連合会)**

藤沢市の社会福祉協議会をはじめ各種団体の活動を知ることができ、大変勉強になりました。私も選出母体の代表としていろいろと発言させていただき感謝しております。



他人事ではない、自分事として社会福祉活動を考えたいと思います。

⑯川辺克郎(NPO法人湘南ライフサポートきずな)

計画に関わり、この活動が社会に必要であると痛感しています。同時にここで語られる地域概念が、多様な成り立ちを経ている現在の社会でうまく機能するか疑問もあります。現代の地域福祉について引き続き考えたいと思います。

**⑰松永文和(神奈川県社会福祉協議会)**

今回、様々な福祉課題が出ましたが、地域福祉活動計画は、住民参加と多様な主体の参加により進展していくものなので、課題整理や共通理解もすべて、地域づくりの一環として、今後の計画推進に引継がれると考えます。

**⑱片山睦彦(藤沢市地域共生社会推進室)**

「地域福祉の推進」は、藤沢市がめざす「全世代型地域包括ケア」さらには「地域共生社会」の実現に向けた重要な基盤です。行政や市社協、地域の多様な主体が協働し、今の時代に相応しい「支えあいの地域づくり」を進めるために、この計画書が活用されることを願っています。

**⑲横田淳一(藤沢市片瀬市民センター)**

地域の中で、支え合いとつながりがあり、ちょっとした困りごとを誰かにお願いできれば、孤立のリスクを減らせるかもしれません。市民センター・公民館が、地域福祉を支える拠点として、さらに地域包括ケアシステムの推進に向け、この計画書を活用していければと考えます。

**⑳樋口敬子(藤沢市社会福祉協議会)**

第4回策定委員会から市社協職員として委員の委嘱を受け参画しました。変化が大きく先の見えない時代だからこそ、考え方の異なる人々とのコミュニケーションをあきらめないことが誰一人取り残さない地域への道筋と思います。



イラスト：サナエ



イラスト：亜梨沙

**第4次藤沢市地域福祉活動計画
2022年度(令和4年度)～2027年度(令和9年度)**

【発行】2022年(令和4年)7月

【事務局】社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会

〒251-0054 藤沢市朝日町1-1

電話：0466-50-3525 FAX：0466-26-6978

ホームページ：<http://www.fujisawa-shakyo.jp/>

この冊子はユニバーサルデザインフォントを使用しています。